

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る 地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）において災害対応施策の具体化を求める意見書

我が国の有人国境離島地域は、領海・排他的経済水域等の保全にとって極めて重要な地域である一方、地理的条件から台風・地震・津波・豪雨等の自然災害リスクが全国的にも高く、ひとたび災害が発生すれば、本土からの交通・物資供給ルートが途絶し、復旧・復興が長期化する傾向にある。

現行の有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）は「特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持」を目的としており、継続的な居住が可能となる環境整備のため、運賃低廉化、物資費用負担の軽減、雇用機会の拡充等の施策を講じている。しかし、これらの施策は通常時の環境整備を前提としており、災害による地域社会維持機能の喪失を想定した対応が明示的に規定されていない。

近年、地球規模での気候変動に伴い、自然災害は激甚化・頻発化の傾向にあり、有人国境離島地域においても台風による全域断水（2025 年・八丈島）、豪雨による孤立など、重大な被害が相次いでいる。加えて、有人国境離島地域は高齢化率が高く、人口減少が進んでおり、一度の大規模災害により地域社会の維持そのものが困難になるリスクが増大している。

有人国境離島地域の「地域社会の維持」を実質的に確保するためには、通常時の施策充実に加えて、災害発生時における迅速かつ的確な支援体制の整備が不可欠である。

よって、本議会は、政府および国会に対し、以下の措置を講じるよう強く要望する。

1. 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持 に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）の基本方針への明示

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第 4 条第 2 項に定める基本方針に、次の項目を追加すること。

気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化に備え、有人国境離島地域における防災・減災、災害復旧・復興に関する施策を、地域社会の維持を図るための基本的な取組として位置付けるものとする。

2. 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金への災害対応メニューの新設

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の交付要綱を改正し、以下の事業を新たに対象メニューとして追加すること。

- (1) 災害時生活継続支援事業
- (2) 災害時事業継続支援事業
- (3) 防災インフラ整備事業
- (4) 災害時医療・福祉継続支援事業

3. 災害時における生活・事業支援金制度の構築

有人国境離島地域が被災した場合、大規模災害によって生活基盤・事業基盤を失った住民に対し、以下の支援を行うための法的根拠を整備すること。

- (1) 被災住民生活支援
- (2) 被災事業者事業継続支援

4. 離島振興法との連携強化

離島振興法第7条の災害復旧事業に関する国庫負担率の特例について、有人国境離島地域に対して、さらに高い負担率適用を検討すること。

5. 予算の確保

以上の施策実現のため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法に基づく予算、および別枠の防災・国土強靭化予算の配分拡充を行うこと。

6. 提案の意義

有人国境離島地域における「地域社会の維持」は、単なる住民の生活安定だけでなく、わが国の領海・排他的経済水域等の保全、さらには国防・国土保全という国家的課題に直結している。

災害対応機能を有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の具体的施策に組み込むことは、これらの国家的課題の実現を確実にするための、不可欠な措置である

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月15日

東京都八丈町議会

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
内閣府特命担当大臣（防災、海洋政策）	殿